

業庫第17号
2024年2月27日

代理店引受金融機関本部 御中
代 理 店

日本銀行業務局

無記名国債証券の消滅時効期間満了後の休日選挙供託事務について

国庫関係事務については、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「無記名国債証券および登録国債に関する今後の対応等について」（2024年2月27日付業債第9号）にてご連絡しましたとおり、無記名国債証券の残高については、2024年1月末時点で残高のある銘柄が本年3月21日をもって消滅時効期間が満了することに伴い、皆無となる予定です。

これに伴い、本年3月22日以降は、無記名国債証券の供託物としての受入れはなくなることとなります。また、**地方選挙**（地方公共団体の長または議員の選挙をいいます。以下同じです。）において、告示日が休日である場合に、当該休日に供託を申請できる法務（支）局として現金取扱庁（法務局・地方法務局の本局、東京法務局八王子支局および福岡法務局北九州支局を指します。以下同じです。）が指定されたときは、当該法務（支）局の取引店において当該休日における**選挙供託事務は発生しないこと**となりますので、ご連絡します（次頁の表参照）。

—— 非現金取扱庁（東京法務局八王子支局および福岡法務局北九州支局以外の法務支局を指します。以下同じです。）と供託金の取引を行う取引店では、当該休日に供託を申請できる法務（支）局として非現金取扱庁が指定されたときは、引き続き休日選挙供託事務が発生します。

(地方選挙において*休日選挙供託事務が発生する取引店)

【現 行】		【本年3月22日以降】	
現金取扱庁が指定された場合	非現金取扱庁が指定された場合	現金取扱庁が指定された場合	非現金取扱庁が指定された場合
供託有価証券（現物）の取引を行う取引店	供託金の取引を行う取引店および供託有価証券（現物）の取引を行う取引店	× <u>（休日選挙供託事務は発生しない）</u>	供託金の取引を行う取引店

※ 国政選挙（衆議院議員選挙および参議院議員選挙をいいます。）においては、記名国債証券の供託が可能であるため、本年3月22日以降も、休日選挙供託事務にかかる取扱いに変更はありません（上表の【現行】のとおりです）。

また、本年3月22日以降の休日を告示日とする地方選挙について、法務局または地方法務局から、自局または傘下支局を休日に供託を申請できる法務（支）局として指定した旨の通知を既に受領している場合または今後受領した場合であっても、前頁に記載のとおり、当該休日における選挙供託事務が発生しない代理店におかれましては、当該休日に受入体制を整えていただく必要はありません。

—— 本件に関しては、法務省民事局商事課から法務（支）局に対して、本年3月初までを目途に、周知される予定です。

なお、休日における選挙供託の受入体制については、常駐対応（午前9時から午後5時まで職員を常駐させる対応）のほか、駆けつけ対応（法務局から供託受入事務発生の予告連絡を受け次第、職員を代理店に駆けつけさせ、直ちに受入体制を整える対応）もありますので、申し添えます（国庫事務例規集（代理店用）2に収録の「営業時間外または休日における選挙供託受入事務の取扱いについて」（2018年6月6日付業庫第60号）参照）。

休日選挙供託事務についてはご負担をおかけしておりますが、各代理店におかれましては、選挙の都度、法務（支）局と事前の情報共有を適切に行い、緊密な連携を図られるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
室城（内線：6126）、安西（内線：6079）